

## パリ司教座聖堂参事会の形成(九-十二世紀) : 司教・参事会文書の検討

岡崎, 敦

<https://doi.org/10.15017/2230673>

---

出版情報 : 史淵. 122, pp.137-165, 1985-03-31. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# パリ司教座聖堂参事会の形成（九—十二世紀）

—司教・参事会文書の検討—

岡 崎 敦

## 序

中世の司教座聖堂参事会に関する最近の諸研究は、教会法制史の立場から従来与えられてきたイメージを、次第に修正しつつある様に見える。<sup>1)</sup>特に、一九八二年に刊行された、ミレによる、中世末期のラン司教座聖堂参事会を対象とする研究は、この分野での最近の最も注目すべき論考である。<sup>2)</sup>

彼女によれば、この時期のラン司教座聖堂参事会はもはや、司教の補佐機関としては機能しておらず、又、司教の選択にも関与しない。本来その存在理由であったはずの典礼に関しても、これは参事会員達の活動のごく一部を占めるにすぎず、中には、この義務を全く免れている者すら存在する。共同生活に至っては、もはや全く問題とならない。即ち、約半数は、「非居住者」として扱われ、残りの「居住者」も、一年二八週のラン滞在が課せられるのみである。<sup>3)</sup> 他方、参事会員達は、同時に、他の聖俗諸機関に於いて活動している。彼等の占めていた役職は、王の宮廷や教皇

庁に於けるそれから、聖俗有力者の側近に至るまで多岐にわたり、空間的にも広範囲にまたがっている。<sup>④</sup>これは、彼等のほぼ全員が、大学教育を受け、しかも、神学より法学、その中でも、教会法よりローマ法を修めた者の方が多いという事状に無縁であるはずがあるまい。<sup>⑤</sup>更に、一教会人としての彼等の経歴はしばしば、この地位をその終着点とはしない。彼等の中からは、この時期、二人の教皇、二五人の枢機卿、五四人の司教が輩出している。<sup>⑥</sup>

即ち、中世末期の司教座聖堂参事会とは、なにより、高等教育、中でも法学教育を受けた実務者集団であり、彼等の活動は、インターローカル、かつ、聖俗にとられないという性格を持ち、しばしば「出世」して、その地位を離れていくのである。<sup>⑦</sup>

従って、大多数の者にとって、参事会員職とは、一つの収入源、或いは、経歴の一過程にすぎない。<sup>⑧</sup>

教会制度上の機関としての性格が薄れ、共同生活も行なわれなくなったこの段階での司教座聖堂参事会は、故に、聖俗様々な諸権利を有する団体で、特に経済的側面が優越しているとする事が出来る。この点について、ミレの表現を借りれば、参事会とは、現代でいう株式会社であり、参事会員は、株 (Grebenda) の保有者として、その配当にあづかる。役員は、参事会員の中から選ばれ、特別の報酬を得て所領管理等を行ない、一年に一度、参事会長主宰の総会に於て、会計報告等を行なう。ここでは同時に、規約等の諸問題が討議される。<sup>⑨</sup>ここに於ては、正しく、「利害の共同体」が現われているとしなければならぬであろう。そして、この点について、参事会員達の前述の様な広範な活動を可能にしたものこそ、利益団体としての参事会の形成にあったのではないか、と逆に問い直す事も又、可能であるはずである。言葉を換えていうなら、司教と独立した自律団体としての参事会の形成は、いつ、いかなる形で行なわれたかという点に、問題の一要が存在すると考えられるのである。

事実、従来の研究が、九—十二世紀のそれに関して与えてきたのは、「生活の共同体」から「利害の共同体」へという図式であった。<sup>⑩</sup>即ち、一般に、古代末期に既に司教の周囲にいた聖職者達に、七五五/六年成立のクロデガング戒

律を再編集したとされる八一六/七年のアーヒエン公会議規定（アーヒエン戒律）が律修生活を課した年に、その成立が求められる司教座聖堂参事会は、その後の数世紀を通じて、一方では、律修生活を弛緩させつつ、他方では、固有の財産（参事会取り分）を形成して、これをprebendaに分割する。十一世紀後半からのいわゆる「参事会運動」も、司教座聖堂参事会にはあまり浸透せず、多くは、在俗教会として、この運動の枠外に留った。教会法上の「古典期」には、この聖職者の団体は、司教選挙を独占し、破門・聖務停止等を下し得る司教座教会内の一機関で、司教と様々なレヴェルでその諸権利を争い、遂には、司教裁判権から免属する。他方、司教は、司教区管理のために新たな家政機関を必要として、司教区総代理、司教区判事を生み出していく、とされる。

しかしながら、決定的な変化が生じた時期、或いは、その具体的なあり方については、依然として不明な点が多いままである。その理由としては、まず第一に各司教座教会ごとの多様性が挙げられねばならないが、より大きな問題は、史料の決定的不足の中に存する。この点は、我々がもはや、十三世紀以降の像を無前提にそれ以前に投影する方法をとり得ないだけに、ますます深刻である。従って、我々は、作業としては、断片的な情報を積み上げていくしかないのであるが、この場合一応、検討されるべき要素として、共同生活の維持、参事会取り分の分立、教会制度上の機関としての役割、参事会員の個別調査の四点が想定され、更に、法人格としての成立要件が付け加えられ得ると考える事が出来よう。しかしながら、これ等の諸面について、通時的な変化を追跡し、かつ、それ等の相互連関を問題とするには、前述の様に、史料は断片的かつ内容的に貧弱であり、史料状況それ自体からの推論に陥る危険をはらんでいる。故に、筆者は、より史料に密着した形で検討し得る基準、即ち、司教と参事会との具体的諸関係の問題としたい。前述の諸面も全て、この問題との関連で考えられねばならない事はいうまでもなからう。

本稿では、その前提作業として、司教座教会が発行した文書、具体的には、司教文書及び参事会文書に於ける、参事会、参事会員の言及状況を検討する。この際、対象としてパリを選んだだけは、史料の刊行状況の他に、いま一つ

理由がある。即ち、フランス王国の政治的中心たるパリは同時に、ゴティックIIカテドラルと「大学」を生み出した文化的大「都市」であるからである。前述ミレは、ランを当時の北フランスに於ける司教座都市の典型とした上で、パリを特に別扱いとするが、それだけにますます、その特殊性は、我々の関心をひきつけるとしなければならぬ。

考察に入る前に、作業上、参事会・参事会員をどの様な基準で拾い出すかという点について確認しておかねばならない。参事会を一応、参事会員の集合体とする事は出来ても、その前提たる参事会員については、必ずしも自明ではない。例えば、参事会員を *Drebinda* 保有者として定義する事は、厳密には正しくなく、かつ、実際の作業では全く用をなさない。ここでは、明らかに司教座教会の聖職者で、*canonicus* と呼ばれる者を絶対の基準とし、ここから、文脈上、同一の地位を占めると考えられる人間達を問題とした。

〔註〕

- (一) cf. Gaudemet, J., *Le gouvernement de l'Église à l'époque classique. IIe partie. Le gouvernement local*, Paris, 1979, pp. 179-97. この動向は、司教座聖堂参事会に限られず、むしろ、教会法制史研究全体に関わるものと思われる。即ち、一方で、従来の教会法研究が、教会法集成に採られた史料を基礎に、教会法学者達の意見を参照しつつ、一般原則を抽出する事を目的としていたのに対して、最近はむしろ、法理の形成過程そのものが問題となる。この結果、教会法自体も、教会法学者達の見解と共に、特定時期に於ける一段階として扱えられ、必然的に、時間的変化、同一時期に於ける差異がクローズアップされる。他方、諸制度に関しては、ますます、空間的・時間的違いが認識されると同時に、その具体的機能の仕方、或いは、それを支える人間の多様なあり方が問題とされる。ここに挙げたゴドゥメの近著は、フランスで刊行されている『西欧教会法制史』シリーズの一冊であるが、この様な新しい動向を最もよく伝えてゐる。cf. Guillemin, B., *Compte rendu, dans Revue historique*, 542, 1982, pp. 454-56. 尚、最近の教会法研究の動向については、淵倫彦「第二次世界大戦後のカノン法史学」『法制史研究』二十七号（一九七八年）参照。

- (2) Millet, H., *Les chanoines du chapitre cathédral de Laon. 1272-1412*, Rome, 1982.
- (3) *Ibid.*, pp. 263-68, 235-46.
- (4) *Ibid.*, pp. 113-38. 教公職の場合、しばしば「聖職兼任」が行なわれた。*Ibid.*, pp. 223-30.
- (5) *Ibid.*, pp. 87-100, 143-47. 尚、最近の中世末期大学史研究の中心課題が、学生の出自の問題と共に、彼等のその後の経歴の調査にある事は、ここで触れておく必要があるであらう。この点については、差し当たり、Vergier, J., *Les universités au moyen âge*, Paris, 1973 参照。邦語文献としては、大嶋誠「フランス中世末期大学史研究と〈聖職候補希望者名簿〉」『西洋中世のキリスト教と社会』(一九八三年)がある。
- (6) Millet, H., *op. cit.*, pp. 209-22.
- (7) ミレの描く像が、どの程度一般化され得るか、別の課題として当然残るであらう。ここでは、ランのケースが決してスタンダードをはずれない事を指摘するに留める。註(一)に挙げたゴドゥメの著書及び彼のミレの研究に対する書評(Gaudemet, J., *Compte rendu, dans Revue d'histoire du droit français et étranger*, 61, 1983, pp. 267-68) 参照。
- (8) この時期に、一生を、典礼に従事しつつ、ランですじすタイプの参事会員がいなかったわけではもちろんない。しかし、彼等は、少数派にすぎなかった。Millet, H., *op. cit.*, pp. 236-9, 244-6.
- (9) *Ibid.*, p. 235. 尚、彼女には、参事会所領の管理、及び収益の配分に関する未刊行の論考があり、一部は、Millet, H., *Les partitions des prébendes au chapitre de Laon: fonctionnement d'un système égalitaire (XIII<sup>e</sup>-XV<sup>e</sup> siècles)*, dans *Bibliothèque de l'École des Chartes*, 140, 1982、として参照する事が出来る。
- (10) Le Bras, G., *Institutions ecclésiastiques de la Chrétienté médiévale*, t. II, Paris, 1964, p. 377.
- (11) クロテガング、アーヒェン両戒律については、これがいわゆるカロリング教会改革全体に関わる問題であり、一括して別稿の課題としたい。尚、クロテガング戒律に関しては、最新のエディションを使った邦訳がある。梅津教孝「メッス司教クロテガングによる司教座聖堂参事会会則」『史学雑誌』第九二編第十号(一九八三年)。
- (12) この問題については、かつては、かなり悲観的な面が強調されていたが、最近では研究の進展と共に、より具体的なあり方が析出されてくる。ここではその代表として、ユニールの非常に興味深い論文を挙げたい。Hubert, J., *La vie commune des clercs et l'archéologie, dans La Vita commune del clero nei secoli XI e XII*, Milan, 1962.
- (13) この問題については、レーヌの次に挙げた論考が、今までの基本文献である。Lesne, E., *L'origine des mensses dans le*

*temporel des églises et des monastères de France au IX<sup>e</sup> siècle*, Lille-Paris, 1911; id., *Les origines de la prébende, dans Revue d'histoire du droit*, 4<sup>e</sup> sér., 8, 1929. 取り分 mensa, mense は「高位聖職者」或いは共同体の消費のために充てられた財産の総体であり、この内「参事会に充てられたものを」参事会取り分 mense capitulaire と呼ぶ。我が国でも「家卓分」取得分等の訳語が既に与えられているが、こゝでは「この様に訳しておく。」

- (14) この問題については Dereine, Ch., v<sup>o</sup> chanoines, dans *Dictionnaire d'histoire et géographie ecclésiastique*, 12, 1953; *La Via comune del clero nei secoli XI e XII*, Milano, 1962, 2 vol.; Toubert, P., *La vie commune des clercs aux XI<sup>e</sup>-XII<sup>e</sup> siècles*, dans *Revue historique*, 231, 1964 が基本文献であり、我が国でも「今野国雄氏によつて既に紹介されている（今野国雄「聖堂参事会運動に関する諸問題」『西欧中世の社会と教会』一九七三年所収）。しかしながら、筆者は「この研究動向が、参事会研究を大幅に進歩させたことを認めるにやぶさかではないが、そこには若干の誤解を生じさせるものがあったのではないかと思われる。即ち、一連の研究があまりにも、参事会对修道制という図式にとらわれすぎた余り、そこでは、在俗参事会と律修参事会の区別に余り注意が払われず、全この関心が後者の中に取り込まれてしまった様に思えてならないのである。例えば、関口武彦「聖堂参事会の改革運動とその限介」『東京理科大学紀要』第八号（一九七五年）に於いては、参事会の共同生活再建は「司教を要とする在俗教会機構再構築と密接不可分に連動しており、更に、そのインパクトは教皇から来たものと」行論上読みとられかねない。担し、教会史研究が、殊更「宗教運動」に大きな関心を寄せている事自体については、その「一面の真実がある事に疑いを持たない。尚、修道士や命令律修聖職者全般に関する諸問題については、とりあえず dom Hourlier, J., *L'âge classique (1140-1378). Les religieux*, Paris, 1974 を参照。」

(15) この点を研究者は一挙して認むべきだが、この点は次の論文を著して dom Bequet, J., *La réforme des chapitres cathédraux en France aux XI<sup>e</sup> et XII<sup>e</sup> siècles*, dans *Bulletin philologique et historique*, année 1975.

(16) この点については触れなかった「司教座聖堂参事会に関する主な文献を一挙して挙げておく」Fournier, P., *Les officialités au moyen âge*, Paris, 1880, pp. XVII-XXXIV, Fournier, Ed., *Les origines du vicar général*, Paris, 1922, pp. 38-41; Torquebiau, P., v<sup>o</sup> chanoines et chapitres de chanoines, dans *Dictionnaire du droit canonique*, 3, 1942, col. 471-88, 530-66; Fournier, Ed., *Nouvelles Recherches sur les Curies. Chapitres et Universités de l'ancienne Eglise de France*, Paris, 1942, pp. 124-202; Dumas, A., *Les chapitres des chanoines cathédraux*, dans *L'Eglise au pouvoir des laïques (888-1057)*, Paris, 1948, pp. 250-64; Lemaignier, J.-F., *Les institutions ecclésiastiques en France de*

la fin du Xe au milieu du XIIe siècle, dans *Les institutions ecclésiastiques*, Paris, 1962, pp. 132-33; Gaudemet, J., *Les institutions ecclésiastiques en France du milieu du XIIe au début du XIVe siècle*, dans *ibid.*, pp. 188-96; Le Bras, G., Lefebvre, Ch. et Rambaud, J., *L'Age classique (1140-1378)*. Sources et théorie du droit, Paris, 1965, pp. 199-200, 211-12; Michaud-Quantin, P., *Universitas. Expressions du mouvement communal dans le moyen-âge latin*, Paris, 1970, pp. 82-86, X' 個別文献について「著」の「著」 Le Grand, M., *Le chapitre cathédral de Langres de la fin du XIIe siècle au Concordat de 1516*, Paris, 1931; Amiet, L., La juridiction privilégiée spirituelle du chapitre cathédral de Chartres, dans *Revue d'histoire du droit français et étranger*, 4e ser. 2, 1923; Werner, L., Le chapitre cathédral de Clermont, sa constitution, ses privilèges, dans *Revue d'histoire de l'église de France*, 41, 1955; Timbal, P.C. et Metman, J., Evêque de Paris et chapitre de Notre-Dame: la juridiction dans la cathédrale du moyen âge, dans *Huitième centenaire de Notre-Dame de Paris*, Paris, 1967. 邦語文献については「ト」の「ト」古典様式カラムニールの成立とその背景」(中)『史淵』第九一輯(一九六三年)がある。

(17) この点に關しては、前註(16)に挙げた、P.フルニエ及びEd.フルニエの両論者が、今もって基本文献である。Fournier, P., *op. cit.*, surtout pp. 1-7; Fournier, Ed., *Les origines du vicar, surtout*, pp. 32-52, 78-83. cf. Le Bras, G., *Institutions ecclésiastiques*, t. II, pp. 398-401; Gaudemet, J., *Le gouvernement*, pp. 166-72.

(18) この「司教座聖堂参事会」に関する研究上の問題に触れておかねばならない。少なくともフランス学界では、伝統的に、カテドリック及びアーヒェン戒律を重視する傾向が強く(典型として、西フルニエ)、前述レーヌの参事会取り分研究も、参事会の「設立」がその前提にある。Lesne, E., *Les origines des menses*, pp. 38-40. そして、その後の研究は、この二点を柱として、参事会早期分立説を主張してきた(典型として、デュノ)。しかしながら、前者の論拠については、参事会を司教から独立した自律団体とする限りで、これをそのまま受け入れる事には、尚疑問が残る。何故なら、西戒律が提示しているのは、司教を長に裁く「生活の共同体」という像のみであるからである。cf. Leclercq, H., *vo chanoines*, dans *Dictionnaire d'archéologie chrétienne et liturgie*, 3-1, 1913, col. 240-47. 他方、主として「古典期」を対象とし、嚴格に法制史的立場をとる研究は、逆に、その団体としての成立を十二世紀以降という極めて遅い時期におく(典型として、ミシヨール・カントン)。この対照は、当然、それぞれの方法的立場の決定的相違に起因するものであり、後者の立場にたつたら、極端な場合、十二世紀以前に關して、団体という概念を全く使用出来なくなるといふ危険すらはらんでいる。註(1)で述べた様に、最近の教



会法制史研究の一つの方向がここにあるとしても、本稿が設定する様な問題については、この方法は全く採る事が出来ないのは自明である。しかしながら、さりとて、前者の様な問題の過度な単純化にも又、従うわけにはいかない。従って我々は、差し当たり、前述の「生活の共同体」から「利害の共同体」へという図式を一応認めた上でこれを具体的に検討していく他ないのである。

(19) 前註に述べた前者の立場には、この傾向が存在するとしなければならぬ。この事は、後者の立場が、「古典期」とそれ以前の時期との区別に敏感なだけに、ますます、我々の注意を引きつける。

(20) 前註(12) 参照。

(21) 前述レーヌは、これが九世紀に既に達成されたとして、研究史に重大な影響を与えたが、その後この問題については、ほとんど手がつけられていないのが現状である。しかしながら、問題なのは、レーヌが十世紀以降を全く対象としていないという点以上に、最近の諸研究が、これに関して、十二世紀以降という極めて遅い時期を提示している事にある。Toubert, P., *Les structures du Latium médiéval*, Rome, 1973, t. II, pp. 849-50; Castaldo, A., *L'église d'Agde (Xe-XIIIe siècle)*, Paris, 1970, pp. 11-15, 22-28. cf. Gaudemet, J., *Le gouvernement*, pp. 190-93; Michaud-Quantin, P., *op. cit.*, pp. 84-86. だが単に、地理的差異の問題なのかどうかを判断するには(レーヌは専ら北フランスを対象とした)尚、個別研究が積み上げられる必要がある。

(22) 具体的には、司教への諮問、典札の維持、司教空位時の活動、破門・聖務停止等の強制権の行使、司教選挙への関与等であるが、典札についてを除き、これ等すべてについて、教皇文書・公会議規定が明確な言及を始めるのが、十二世紀以降である点は、それ自体全く別の問題を提起している様に思われる(例えば次の文献が註に挙げて考察している史料を見よ。Torquebiau, P., *art. cit.*; Le Bras, G., *Institutions ecclésiastiques*)。特に、ミッシュー・カンタンが指摘する様に、これ等の諸要素が特に、教皇アレクサンデル三世以降に集中している現象は、教会法研究が、この教皇期を一つの画期と見てゐるだけに、*cf. Michaud-Quantin, P., op. cit.*, p. 82. *cf. Le Bras-Lefebvre-Rambaud, op. cit.*, passim, surtout, p. 133 sqq.

(23) 十一—十三世紀に関して、近年、個別研究が現われ始めたが、それ等の問題関心は、全て同じであるわけではなう。Newman, W. M., *Les seigneurs de Nesle en Picardie*, Paris, 1971, t. I, pp. 225-63; Id., *Le personnel de la cathédrale d'Amiens*, Paris, 1972; Genicot, L., Haut clergé, princes et nobles dans le diocèse de Liège du XI<sup>e</sup> au XV<sup>e</sup> siècle,

dans *Adel und Kirche, Gerd Tellenbach zum 65. Geburtstag dargestellt*, Fribourg, Bâle et Vienne, 1968, reproduit dans *Etudes sur les principautés lotharingiennes*, Louvain, 1975; id., Aristocratie et dignités ecclésiastiques en Picardie aux XII<sup>e</sup> et XIII<sup>e</sup> siècles, dans *Revue d'histoire ecclésiastique*, 67, 1972; Kupper, J.-L., *Liège et l'église impériale. XI<sup>e</sup>-XII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1981, pp. 319-26; Parisse, M., *Noblesse et chevalerie en Lorraine médiévale*, Nancy, 1982, pp. 251-63; Picot, F., Membership in the cathedral chapter of Laon, dans *Catholic Historical Review*, 61, 1975; id., Changements dans la composition du chapitre cathédral de Laon, dans *Revue d'histoire ecclésiastique*, 71, 1976.; Levesse, R. P., Prosopographie du chapitre de l'église cathédrale de Strasbourg de 1092 à 1593, dans *Archives de l'Eglise d'Alsace*, 34, 1970.

(24) 前述「シニエール」カンタンの論者が、基本文種は<sup>90</sup>Michaud-Quantin, P., *op. cit.*, surtout p. 201 sqq.

(25) ハリ司教座教会関係史料について、批判的刊本はもろか、カタログも存在せず、正確な数は不明である。しかしながら、現在ハリ司教モリス・マウリシエ・マウリス・マウリス・マウリス・Maurice de Sully, évêque de Paris (1160-96) の文書集を準備中であるところ、グマントが一一八〇年以降に限り、その一部を刊行している事から、この時期以前に関しては、現在刊行されている史料集で、その大半がカヴァーされていると思われる。又、本稿が採用した方法上、可能な限りオリジナルの形を再録している史料集の存在が必要不可欠であるが、この点についても、多くの司教座教会関係史料集が、カルチャーレールの復元に留まっている中で、ハリの場合、マウリス・マウリス編の史料集が刊行されており、これを基礎とする事が出来る。以下、本稿が使用した史料集を一括して挙げて、de Lasteyrie, R., éd., *Cartulaire général de Paris*, t. I, Paris, 1877 (CGP ヲ参照); Guérard, B., éd., *Cartulaire de l'église Notre-Dame de Paris*, Paris, 1850, 4 vol. (CND ヲ参照); Poupardin, R., éd., *Recueil des chartes de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés des origines au début du XIII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1909, 2 vol. (SGP ヲ参照); Depoin, J., éd., *Cartulaire de l'abbaye de St-Martin de Pontoise*, Pontoise, 1896. (SMP ヲ参照); id., éd., *Recueil des chartes et documents de St-Martin-des-Champs, monastère parisien*, Paris, 1912-21, 6 vol. (SMC ヲ参照); Brièle, B., éd., *Archives de l'Hôtel-Dieu de Paris*, Paris, 1894. (AHD ヲ参照); Marchegay, P., éd., Chartes et autres titres du monastère de St-Florent près de Saumur concernant l'île-de-France de 1070 à 1220, dans *Mémoires de la Société de l'histoire de Paris et de l'île-de-France*, 6, 1879. (SF ヲ参照); Mortet, V., Maurice de Sully, dans *ibid.*, 16, 1889. pièces justific., pp. 285-314; Cadier, L. et Couderc, C., éd., *Cartulaire et censier de Saint-Merry de Paris*, dans *ibid.*,



司教文書の中に、参事会もしくは参事会員が言及される箇所は、次の四点が重要である。

まず第一に、テクストの「主文」*dispositi*の部分で、附録に挙げた一一二二年の文書の場合、「archidiaconus アンリHenri及び我が参事会全体の同意に於いて確認する」とある。このarchidiaconus もしくは参事会・参事会員の同意の言及は、前者に関しては、八六八年以降、一一四二年までの、後者に関しては、八二九年、一一三四年までの相当数の司教文書に存在し、特に、一〇九七年以降、この「同意に於いて」という形、或いは、cumを付した「同意を伴って」の形に定式化されている。更に、参事会については、一一一九年を境として、それ以前の参事会員達の同意から、参事会の同意へと、用語が変化している。この同意の言及は、文書の内容にも、文書作成に携った文書局長にも関係がない。これに対して、これ以降の時期には、archidiaconus が九通にわたって現われるのを除けば、当該文書の内容が、参事会・参事会員に關係する九通に於いてのみ、同意の言及は確認されるにすぎない。

第二は、文書形式学上「コロボラチオー」*clause de corroboration* 或いは、「有効性保証のための指標の予告」*annonce des signes de validation* と呼ばれる部分である。パリ司教文書の場合、テクストの末尾に独立して置かれる場合がほとんどであるが、附録に挙げた一一二二年の文書の場合、印璽と参事会員の*signum*が告げられている。この両者が、「コロボラチオー」に於いて告げられる形が、相当数の司教文書に現われるのは、一〇八九/九〇年の文書以降、一一四〇年のそれまでである。これ以前の時期には、この内、印璽の言及が、八六八年、一〇〇六年及び一〇八八年の文書を除いて存在しない。これはもちろん印璽の使用自体と關係しており、一般にも、印璽の使用が恒常化するの、十二世紀以降である。これに対して、参事会員の言及は、八六八年の文書以降、一一四〇年までの相当数の文書に現われている。特に、九九二年に現われた「本文書を固めるべく、我が参事会員の手に引き渡した」という書式は、用例中最も多く、言及が存在するものの約半数に達する。一一四二年以降の文書には、印璽の言及しか存在しない。

第三は、「エスカトコール」eschatocole 中の下署の部分である。附録に挙げた一一二二年の文書の場合、司教自身のそれは別として、順に、*— decanus*、*— precentor*、*— archidiaconus*、*— 三司祭*、*— 三助祭*、*— 三副助祭*、*— 三puer*の合計十七人の参事会員の下署が記されている。<sup>26)</sup>この参事会員のみの、しかもその数が限定され、定まった順序で記される下署は、一〇九七年の文書以降、一二四年までのほとんど全ての文書に現われる。この現象は、更に、参事会員数の若干の上下をも許容すれば、一〇八九/九〇年—一二三四年に時期を拡大し得る。<sup>27)</sup>

これ以前の状況は、次の三点に於いて、この時期と異なっている。まず第一に、参事会員に限定されていないケースが全体の半数を占める。例えば、一〇二六年の文書には、王ロベール・ル・ピエー Robert le Pieux や複数の伯が、一〇四五年の文書には、複数の *miles* が、一〇七〇年の文書には、複数の他の司教座の司教等が現われている。第二に、参事会員の数が限定されていない。例えば、一〇〇六年の文書では、*— decanus*、*— precentor*、*— archidiaconus*、*— 七司祭*、*— 八助祭*、*— 五副助祭*、*— 三侍祭*、一〇四二/三年の文書では、*— archidiaconus*、*— 十司祭*、*— 九助祭*、*— 十三副助祭*、*— 十侍祭*であり、一〇七〇年の文書に於いては、*— decanus*、*— archidiaconus*の後に、名前のみ十七名が現われている。<sup>28)</sup>第三に、参事会員の、特に、役職者 *dignitaires* の序列が定まっていない。例えば、一〇八八年の文書に於いては、*— decanus*、*— archidiaconus*、*— 三司祭*、*— 一参事会員兼モー司教*、*— archidiaconus*、*— 三司祭*、*— 三助祭*、*— archidiaconus*、*— precentor*、*— 五副助祭*、*— 三puer* である。<sup>29)</sup>更に、特に注目したいのは、*— precentor* についてである。この役職名は、参事会員の下署が現われる九九二年の文書から一〇八八年までの司教文書の半数以上にその言及がない。<sup>30)</sup>更に、言及が存在しても、その序列は下位にある。<sup>31)</sup>参事会員の序列が、*— decanus*—*— precentor*—*— archidiaconus*—以下聖品の序列、に定まるのは、一〇八九/九〇年の文書以降である。<sup>32)</sup>

一一三四年以後に関しては、以下の点が、一〇八九/九〇年—一二三四年期と異なっている。まず第一に、この時期の司教文書のほとんど全てが、この部分に、証人のリストという形を採っている。<sup>33)</sup>第二に、それにつれて、その構

成メンバーが大幅に変化する。ここに現われる者は、一一四七年、一一五九/六〇年及び一一七五/六年の文書を例外として、<sup>46</sup>もはや、参事会員のみに限定されない。むしろ、その大半は、当該文書に記載される法行為の当事者達である。

しかしながら、より注目に価するのは、この時期の司教文書には、*clericus noster* の肩書で現われる者が存在し、彼等は、*canonicus Beate Marie* という肩書付で現われる参事会員とは区別されている点である。<sup>46</sup>この時期の司教の周辺には、なんらかの家政機関の存在が確認し得る。既に、一一三七年の教皇インノケンティウス二世のバリ司教エティエンヌ *Etienne de Senlis* (1124-44) 宛書簡は、後者が司教区管理のために、二人もしくは三人の、司教に従属する聖職者を持つ事を許しているのであるが、<sup>47</sup>十二世紀中葉以降の司教文書の証人覧には、前述の *clericus noster* (*episcopi*) の他、司教の *serviens*、*famulus*、*marscallus*、*camerarius*、*cocus* 等の記載が相当数存在する。<sup>48</sup>彼等は、聖職者或いは俗人であり、いわゆる「司教のオテル」*Hôtel de l'évêque* を構成しているのであるが、<sup>49</sup>ここで特に注意をひくのは、司教の *capellanus* である。この肩書を持つ者は、一一六四年の初出以降、一一二〇年までの時期に、計六名存在した。<sup>50</sup>彼等の言及は、時間内に重なり合い、同時期に複数存在した事が確認されるが、問題なのは、この内四名が、同時に、バリ司教座聖堂参事会員であり、<sup>51</sup>残りの二名は、サンヴィクトール *S. Victor* 律修参事会員であった点である。<sup>52</sup>即ち、この時期の司教の *capellanus* は、司教座聖堂参事会の内外から、同時に、リクルートされていた。

この間の状況は、下署の部分に於ける参事会員の言及状況を検討する事によって、より明らかにされる。この時期の参事会は、司教文書から大きく離脱している。即ち、一〇八九/九〇年—一一三四年期に持っていた定式性を失ない、その数が大幅に減少し、五人を越える事は稀である。因みに、十二世紀後半の五十年間に、司教文書に証人として現われている平参事会員は、全部で四七名であるが、<sup>53</sup>ここから、言及回数が三度を越えない者を除くと、その数は、

十三名に急激に下落する。更に、この中には、前述の、司教の *capellanus* である参事会員四名が含まれている他、参事会員の肩書を伴わずに現われているケース、或いは、後述の参事会文書に全く姿を現わさない者が存在する。この様な状況は、司教文書に現われる参事会員は、特定の人物に固定化されている事を示すのみならず、彼等は、参事会員としてではなく、司教側近の一人として現われているのではないかという推測を可能にする。

尚、文書の有効性保証のための証人列挙の慣行は、十二世紀後半徐々にすたれ、一一九七年以降消滅する。

第四は、文書局長の下署もしくは *Data Datum* である。文書局長は、九九二年の初出以降、一一五〇年までのほとんど全ての司教文書にこの形で現われ、少なくともこの期間の司教文書は、記載される文書局長のもとで作成されたと考えられる。この一一五〇年の文書を最後に、これ以降、一一八〇年の一文書を例外として、言及が消える。

[註]

(1) 前述グットは、司教モーリスの文書数を一七六通と数えているが、筆者が集め得たのは、一一八通であり、これは六七%にしか相当しない。一方彼は、同時に、この一七六通中七四通が、サン・ヴィクトール律修参事会関連のものとしているのだが、これについては筆者は、一一八通中二五通しか確認し得なかった。即ち、本稿で取り上げられなかった五八通のモーリス文書の内、実に四九通が、この教会関係のものとして推定する事が出来、この事は逆に、それ以外の文書の大半は収集出来ている事を示すものと考えられる。しかもこのサン・ヴィクトールとの特別な関係は、司教モーリスに特有なものである事から、彼以前の時期に、この関係の司教文書が多数残っているとは考えにくく、更に、文書数自体の増加が幾何級数的である事を考慮に入れば、この判断は、更に強化される。Gut. C. *art. cit.*, p. 35, n. 1. cf. Mortel, V. *art. cit.*, pp. 190-91.

因みに、史料の伝承、即ち、オリジナルかコピーか、については以下の通り、九世紀〇/一、十世紀〇/一、十一世紀八/十七、十二世紀前半、二六/十五、十二世紀後半、五七/八八。従って、時期による極端な隔りはない。

(2) 文書形式学的記述に関しては、今なお *Giry, A. Manuel de Diplomatique*, Paris, 1894 が基本文献である。尚、邦語文献としては、レオポール・ジェニコ(森本芳樹監訳)『歴史学上の伝統と革新』(一九八四年)二〇—一五頁がある。

- (3) *CGP*, n° 195.
- (4) *CGP*, n° 48.
- (5) *CGP*, n° 290.
- (6) *CGP*, n° 35.
- (7) *CGP*, n° 253.
- (8) 検討し得た文書数に対する比率は、それぞれ、二三／五八、三一／五四。更に、司教との連名文書が、前者に関しては七通、後者は二通存在する。

- (9) *CGP*, n° 119.
- (10) *CGP*, n° 182.

- (11) *SMG*, n° 300 (a° 1147-8); *SMP*, n° 112 (a° 1149); *CGP*, n° 368 (a° c. 1150); *SGP*, n° 108 (a° 1150); *SMC*, n° 362 (a° 1148-59); *SMC*, n° 363 (a° 1148-59); *AHD*, n° 16 (a° 1180); *AHD*, n° 25 (a° 1182); *SF*, n° 12 (a° 1184). *archidiaconus* の同意は、参事会・参事会員のなやと、その性格を異にするかと考へらる。この点に限らず、*archidiaconus* は、研究史の上からも全く別個の問題を提起して、その本稿では最小限の叙述に留め、一括して別稿に譲る事とする。cf. Amanieu, A., v° *archidiaque*, dans *Dictionnaire du droit canonique*, I, 1935, col. 948-1004; Le Bras, G., *Institutions ecclésiastiques*, pp. 391-94; Gaudemet, J., *Le gouvernement*, pp. 312-18.

- (12) *CGP*, n° 313 (a° 1144); *CND*, II, 360 (a° 1147); *SMC*, n° 363 (a° 1148-59); *CGP*, 451 (a° 1164-5); Mortet, V., *art. cit.*, n° 11 (a° 1164); *SMC*, n° 426 (a° 1175-6); *AHD*, n° 16 (a° 1180); *AHD*, n° 18 (a° 1180); *Gut. art. cit.*, n° 12 (a° 1196).

- (13) シリーに於けるこの部分に使われる用語は、文書局、地域、時期等によって慣習的に定まっており、史料批判上有力な要素を有する。Giry, A., *op. cit.*, pp. 575-76.

- (14) 註(3)参照。尚、文書形式字「*signum*」は下署と基本的に区別されていない。本稿では、煩雑を避け、以下、下署で統一する。cf. *Ibid.*, pp. 595-98.

- (15) *SMC*, n° 40.
- (16) *SMC*, n° 253.



- (17) 検討し得た文書数に対する比率は、十三／一九。
- (18) *CGP*, nos 48 et 75; *SMC*, n° 32.
- (19) cf. Giry, A., *op. cit.*, pp. 646 sqq. et 809; *CGP*, avertissement, pp. XXXV sqq.
- (20) *CGP*, n° 48.
- (21) 検討し得た文書数に対する比率は、二七／四五。
- (22) *CND*, I, 325-6: "Et ut hec carta majorem habeat vigorem, ... manibusque canonicorum nostrorum roborandam tradidimus."
- (23) 検討し得た文書数に対する比率は、一三／二七。
- (24) *CGP*, n° 290.
- (25) *puer* は、パリ司教座教会発行の文書に於いては、侍祭 *acolythus* と置換可能な語として用いられている。教会史一般に於いては、周知の如く、典礼執行を助ける若い聖職者の意である。
- (26) 註(3)参照。
- (27) *CGP*, n° 119.
- (28) *CGP*, n° 205.
- (29) 検討し得た文書数に対する比率は、十五／二二。但し、総数には、下署自体が存在しない二通が含まれている。逆に、史料編纂者が、この部分、司祭以下の部分をカットして再録している文書が更に三通あり、これ等もこの形を採っていると推測される。尚、ホーチェは、この「*decanus*」*—precentor*」*—archidiaconus*」*—三司祭*、*—三助祭*、*—三副助祭*、*—三侍祭*或いは *puer*」及び文書局長の計一八名という数を、参事会の定員数とするが、これは、この時期の参事会員名を検討すれば、直ちに否定される。従って、この現象は、文書形式上の定式、或いは、マニユスクリ段階での体裁の問題と考えられる。Bautier, R. H., *Paris au temps d'Abélard*, p. 30, n. 3.
- (30) 例えば、一〇八九／九〇年文書の場合、平参事会員が、一参事会員兼モー司教、三司祭、四助祭、三副助祭、四 *puer* であり、一三三四年文書は、*archidiaconus* が二人しかいない。 *SMC*, n° 40; *CGP*, n° 253.
- (31) 検討し得た文書数に対する比率は、九／十八。
- (32) *CND*, I, 326-7.

- (33) CGP, n° 91.
- (34) SGP, n° 65.
- (35) CGP, n° 75.
- (36) SGP, n° 56.
- (37) SGP, n° 65. ここに、名前のみが記されている者が、参事会員である事は、この文書の書式及びこの前後の文書に現われ、参事会員各々の比較によつて確實視される。
- (38) SMC, n° 32. ここに現われるキー司教が、同時に、パリ司教座聖堂参事会員である事は、この前後の文書によつても確認される。このケースを含め、司教が同時に参事会員でもあり得るといふ問題は、一括して別稿に譲る事とする。
- (39) CND, I, 325-6.
- (40) SMC, n° 32.
- (41) 検討し得た文書数に対する比率は、七十七。
- (42) 言及が存在する七通中、序列二位を占めてゐるのは、一通のみである。
- (43) SMC, n° 40.
- (44) 例外は九通のみ。
- (45) CND, II, 360; Mortel, V, *art. cit.*, n° 9; SMC, n° 426.
- (46) 特定の人物の肩書として、*clericus noster*、或いは *clericus episcopi* が付される事例は、一七一年がその初出である。CGP, n° 496. 参事会員の場合も含め、用語にこのついで後添はる。尚、この時期、司教の *clericus* として現われるのは、次の十名である。Marcel, Almaric, Renaud, Nicolas, Richard, Jean, Pierre de Wrideville, magister Alexandre, Pierre de Gonesse.
- (47) CND, III, 184: "nos, tuis precibus annuentes, presencium tibi auctoritate concedimus, ut duos vel tres clericos ydoneos tibi, ad executionem sollicitudinis hujusmodi oportunos, tue civitatis vel diocesis, non obsente contraria consuetudine vel statuto, juramento seu quacunque firmitate vallatis, tecum habere valeas." 一般に、この文書に於ける司教総代理の初出と解されてゐる。cf. CND, préface, p. CVIII; Mortel, V, *art. cit.*, pp. 166-7.
- (48) 以下、主な用語の初出のみを挙げる。famulus: CGP, n° 290 (a° c. 1124); serviens: SMC, n° 406 (a° 1169-70);



549 (a<sup>o</sup> 1195); Hosmund: Mortet, V, *art. cit.*, n<sup>o</sup> 11 (a<sup>o</sup> 1164). 我々は更に Marcel と Jean が「*clericus*」として現われている点も想起せねばならぬ(前註46参照)。尚 Ascelin と Marcel, Hilduin と Symon de S. Denis, Hosmund と Symon の間には、確実な親族関係が存在する。cf. CGP, n<sup>o</sup> 496; SMC, n<sup>o</sup> 426; CGP, n<sup>o</sup> 450.

(78) Gut, C, *art. cit.*, n<sup>o</sup> 12<sup>th</sup> p<sup>o</sup>.

(79) CND, I, 325-6.

(80) CGP, n<sup>o</sup> 359.

(61) 検討し得た文書数に対する比率は、四四/六八。但し、期間を一一三四年までに短縮すると、四〇/五三となる。

(62) CGP, n<sup>o</sup> 581. この文書は、サン・ヴィクトール律修参事会の財産確認文書であり、参事会による譲渡物件が司教のそれと並んで言及されている。

## II

パリ司教座聖堂参事会発行の文書は、一一〇〇年を初出として、一二〇一年までの時期に、計五七通が知られる。その时期的内訳は、十二世紀前半、二九通、それ以降、二八通であるが、一一〇〇年以前については、ノティスが三通残されているにすぎない。本稿が呼ぶ参事会文書とは、厳密には、附録に挙げた一一六八/九年の文書のように、*decanus* 及び参事会が、発行者として記載される文書を指し、十二世紀に更に五通存在するノティスは、前述の数字には含まれない。<sup>1)</sup>

附録に挙げた一一六八/九年の参事会文書は、一見して感じられる通り、一二二二年の司教文書の形式をほぼ完全に踏襲している様に見える。<sup>2)</sup> この内、同意の言及は存在しないものも多く、「コロボラチオー」に於ける言及も、時期

を追って、印璽のみに縮少していくが、ここで注目したいのは、まず下署の部分である。一〇八九/九〇年—一二三四年期の司教文書と同じく、*decanus*、*precentor*、*archidiaconus*、*三司祭*、*三助祭*、*三副助祭*、*puer*という、参事会員に限定され、かつその数が定式化された下署が、相当数の参事会文書に現われるのは一四五/六年以降である。これ以前の時期に関しては、以下の点に於いて、この時期以降と異なっている。まず第一に、この部分に証人のリストの形を採るもの、或いは、下署であれこの形であれ、全く欠けている文書が相当数存在する。証人のリストの場合、そこに現われる者達は、参事会員に限定されない。第二に、参事会員の数が異なる場合がある。例えば、一一一七年の文書の場合、*decanus*、*precentor*、*archidiaconus* の後、*二司祭*、*二助祭*、*二副助祭*、*二puer*である。

尚、下署の慣行自体は、一二〇一年文書を最後に、以後消滅する。

次に、文書局長の現われ方が注目に価する。文書局長は、一一〇〇年の初出以降一二〇二年までの、特に十二世紀後半のほとんど全ての参事会文書に、下署もしくは *Data*、*Datum* の形で現われる。司教文書と比較すると、両者共に検証出来る十二世紀前半に於いて、文書局長は同一人物であり、十二世紀中葉を境に、司教文書の特に出署の形式が、参事会文書に受け継がれていく様に見える現象は、この時期、両者が文書局長を共有していたためであると考えられる。

今一つ参事会文書に関して検討したいのは、印璽の使用に於いてである。ミシヨール・カンタンは、法人格一般の機能の有無を判断する基準の一つとしてこれを挙げるが、パリ司教座聖堂参事会が、印璽を恒常的に使用し始めるのは、一一三四年以降である。これ以前には、一一二五年に一例確認出来るのみである。

以上の様に、参事会文書は、十二世紀中葉に、その形式を司教文書から受け継いで確立させた様に見えるのだが、附録に挙げた一一六八/九年文書には、この時期に特有な特徴が存在している。即ち、ここでは、*decanus* が *Dei*

gratiaを伴っているのである。これは、一一四二年から一一七四年までのごく短い時期にのみ存在する用例であるが、<sup>(17)</sup> 一体何を意味しているものであろうか。

[註]

(1) 参事会関係史料の場合、ノティスは、参事会文書とその体裁を全く異にし、その形式がほぼ同一である一一六四年文書一通を除いて、参考にする事すら出来ない。尚、以下の検討に於いても、司教文書の際と同じく、文書の全文或いは一部が参照し得なかつたものが数通あるため、各要素に従って、利用し得た文書数は若干異なる。

(2) CGP, no 467.

(3) CGP, no 319. 但し、この文書は、archidiaconusが一人少ない。

(4) 検討し得た文書数に対する比率は、八/二二。但し、総数には、下署自体が存在しない六通が含まれ、逆に、残りの八通は、司祭以下のいずれかの数が、一名を下署するのみである。更に、史料編纂者が、司祭以下の部分をカットして再録している文書がこの他に計十一通あり、これ等も基本的にはこの形を採っているものと推測される。

(5) 検討し得た文書数に対する比率は、十一/二四。その内訳は、証人のリスト、四通、存在しないもの、七通である。

(6) CGP, no 174. この文書には更に、当事者の他方であるサン＝ジェルマン＝デュプレSaint-Germain-des-Prés修道院の修道士十六名のsignumが存在する。尚、この時期の参事会文書の検討には大きな困難が存在する事を付け加えて述べておかねばならない。即ち、下署或いは証人の言及が存在する十七通中、実に十二通に於いて、史料編纂者は、司祭以下の部分をカットしているのである。後者の中には、証人のリストを採るものが一通あるから、筆者が検討し得たのは、この一一一七年文書の他には、一一四二年頃の文書が一通あるのみであった。因みに後者に於いては、この部分、一decanus、一precentor、一archidiaconus、肩書なし一名、三司祭、三助祭、三副助祭である。CGP, no 291.

(7) CND, II, 69.

(8) 十一世紀、特に後半には、decanus、precentor、archidiaconus、文書局長の他に、succentorが現われてくる。十三世紀以降は明確に役職者として現われるこの職は、しかし、この時期には、下署中、司祭もしくは助祭の肩書を伴って現われ、直ちに他の四つの役職と同列に扱う事は問題であると思われるため、本稿の叙述からは除外した。

- (9) *CND*, I, 373.
- (10) *CND*, II, 69.
- (11) 検討し得た文書数に対する比率は、三五／五七。十二世紀後半以降に絞れば、二三／二九。
- (12) Michaud-Quantin, P., *op. cit.*, p. 299 sqq.
- (13) *CND*, I, 383-4.
- (14) *CND*, II, 68. 一—二四年にも、参事会書簡及び司教文書に於いて確認し得る。CGP, nos 204 et 207. 尚、印璽の使用は、史料編纂者の付す註及び「コロボラチオー」に於ける言及から、その情報を得られる。
- (15) *CGP*, n° 291.
- (16) *CGP*, n° 521.
- (17) この期間に於ける比率は、十一／十八。より詳細に見れば、*decanus Barthélemy*、五／六、*decanus Clément*、一／六、*decanus Barbédor*、五／六である。但し、*Barbédor* は、一—七七年以降もはや、この形を採っていない。

### III

パリ司教座教会発行の文書からは、更に次の二点に関する検討が可能である。

- (a) 参事会・参事会員を示す用語
- (b) 法行為の行なわれた場所

(a)

便宜上、参事会員に関する検討から始める。

クロテガング戒律及びアーヒェン戒律に於いては、参事会員を示す用語は、ほぼ *canonicus* に統一され、文脈上単に *clericus* と呼ばれる場合もあった。パリに於いては、十一世紀前半まで、*canonicus* と *frater* が並用され、更に単に *clericus* と呼ばれるケースもある。これ以降の時期には、ほぼ *canonicus* に統一されるが、ここで注目したいのは、司教文書中に於ける *noster* の用法である。参事会員を示す用語に *noster* が付される用例は、参事会員の初出である八二九年以降一四〇年までの、ほぼ全ての司教文書に現われる。逆に、この時期以降 *noster* が付されるのは、前述 *capellanus* 等の「司教のオテル」構成員の肩書としてであり、この時期の参事会員は、*canonicus Beate Marie, canonicus Parisiensis (ecclesie)* として現われ、*noster* は付されない。この様な状況を端的に示しているのが、前述した司教の *capellanus*、司教の *clericus* でもある参事会員の場合で、彼等の肩書は、前者 (*capellanus, clericus*) に限つてのみ *noster* が付されるのである。

次に参事会に關してであるが、クロテガング戒律及びアーヒェン戒律が、参事会員の集団を示す用語として用いた *congregatio* は、パリに於いては、十世紀末から使われるが、その他、単に *clerus* と記される場合もある。十二世紀の参事会文書に於ける発行者の覽で用いられる用語は、*congregatio* の他、*conventus, clerus, capitulum*、或いは単に *canonici* と様々で、この時期以前には、むしろ、場所或いは集會を示す用語であった *capitulum* に統一されるのは、一一六〇／一年文書以降である。これは、同時期の教皇文書に於ける、参事会全般を指す用語の変化とも一致するのであるが、ここでは、パリの場合、参事会を示す用語も、*Beate Marie Parisiensis ecclesie* 又はその省略形によつて修飾されている点を指摘しておきたい。



(b)

文書には通常、Actum以下の形で、当該文書が記載する法行為の行なわれた場所の言及がある。

附録に挙げた一二二三年の司教文書の場合、「ノートルダム教会の参事会室に於いて為された」Actum in capitulo Beate Marieと記載されている。<sup>14)</sup>司教文書に於いては、八六八年以降一一四〇/一年までの、特に一〇八八年以降に関しては、ほとんど全ての文書に、「この「参事会室に於いて」の言及が存在する。これに対して、この時期以降、この言及が消え、代わって、司教法廷(或いは司教区庁) in curia nostra or episcopi<sup>15)</sup> 司教館 in domo nostra, in palatio nostro等が現われ、特に司教モリスは、サンヴィクトール律修参事会内に館を持っており、ここで法行為が為された文書が多数残っている。<sup>16)</sup>

他方、参事会文書に関しては、この部分は、その初出である一一〇〇年以降、一一六四年までは、「ノートルダム教会の参事会室に於いて」の形、<sup>17)</sup>それ以降は、「我が参事会室に於いて」 in capitulo nostro 或いは単に「参事会室に於いて」の形で記される。<sup>18)</sup>これ等の表現の変化が、具体的な場所の変化を意味するものであるかどうかという点はさておき、<sup>19)</sup>ここでは、参事会の法行為は一貫して「参事会室に於いて」為されていたという点、及び、十二世紀前半には、司教の法行為も同じであったという点を確認しておきたい。

[註]

(一) 特に、アーヒェン戒律は、修道士 monachus との対比で、聖職者 clericus という表現が多用される傾向にある。尚、本稿が利用した両戒律のエディションは、それぞれオックスカール版及び MGH 版である。Hooquard, G., La Règle de saint Chrodégang. Etat de questions, dans *Saint Chrodégang*, Metz, 1967, pp. 55-90; MGH, *Concilia*, t. II, pars prior, hrsg. von A. Werninghoff, Hannover, 1904, pp. 397-421.

- (2) e.g. *CND*, I, 325-6 (a<sup>o</sup> 992); *CGP*, nos 74 (a<sup>o</sup> c.1005) et 75 (a<sup>o</sup> 1006); *CND*, I, 337-8 (a<sup>o</sup> c.1030) etc.
- (3) e.g. *CGP*, n<sup>o</sup> 35 (a<sup>o</sup> 829); *CND*, I, 325-6 (a<sup>o</sup> 992); *CGP*, n<sup>o</sup> 75 (a<sup>o</sup> 1006); *CND*, I, 337-8 (a<sup>o</sup> c.1030) etc.
- (4) e.g. *CGP*, nos 48 (a<sup>o</sup> 868) et 75 (a<sup>o</sup> 1006); *SGP*, n<sup>o</sup> 58 (a<sup>o</sup> 1045) etc.
- (5) *CGP*, n<sup>o</sup> 35.
- (6) *SMC*, n<sup>o</sup> 253.
- (7) 此は「主にキリストの「主」及び「プロホラチオ」に於ける言及から得られる情報である。
- (8) 典型的な用例を一例のみ挙げておく。Gut, C., *art. cit.*, n<sup>o</sup> 11. (a<sup>o</sup> 1195): "Nicolas, sacerdos, capellanus noster et canonicus Beate Marie Parisiensis." 尚、同じく、用例の言及状況に触れておかねばならない。まず第一に、テキスト中に参事会員個人が現われるケースはほとんどなく、この部分に参事会員が現われるのは、十二世紀前半の不特定の形にほぼ限られる。第二に、下署もしくは証人の覧に於いては、十一世紀後半の参事会員が canonicus と明記されるのに対して、それ以前の時期には、彼等は、役職名或いは聖名のみしか肩書を持たない。この様な言及状況は、単に、十二世紀後半には、参事会員を他の司教側近聖職者と区別する必要が生じてきたという事を示すのみならず、それ以前の時期には、参事会員以外に、司教周辺に在る聖職者群を確認出来ないという事態を引き起す。
- (9) *CND*, I, 325-6 (a<sup>o</sup> 995).
- (10) e.g. *CGP*, n<sup>o</sup> 121 (a<sup>o</sup> 1098); *SMC*, n<sup>o</sup> 160 (a<sup>o</sup> 1120) etc.
- (11) capitulum とは、語は、もとより、書物の小さな区分とさう意味であり、修道士や律修聖職者が、聖務日課の際、戒律や典礼書の一部を読む慣行から、その読み上げが行なわれる集会、更には、それが行なわれる場所をも意味する様になった。cf. Du Cange, *Glossarium mediae et infimae latinitatis*, ed., par L. Favre, Graz, 1954, t. II, p. 141; Michaud-Quantin, P., *op. cit.*, p. 82.
- (12) *CGP*, n<sup>o</sup> 413.
- (13) cf. Torquebiau, P., *art. cit.*, col. 531.
- (14) *CGP*, n<sup>o</sup> 195.
- (15) *CGP*, n<sup>o</sup> 48.
- (16) *SMC*, n<sup>o</sup> 255.

- (17) *SMC*, n° 32.
- (18) 一〇八八年—一二四〇／一年期に関して、場所の記載が存在する文書数に対する比率は、二五／三三。但し総数には、単にパリとしかないものが四通含まれている。これ以前の時期に関しては、場所の言及が存在するのは十一通のみで、この内七通は、単にパリとしかない。その他四通の内訳は、「ノートルダム教会の参事会室に於いて」二通、「ノートルダム祭壇の前で」一通、パリ外、一通である。
- (19) *CGP*, nos 359 (a° 1150) et 495 (a° 1171).
- (20) e.g. *CGP*, nos 360 (a° 1150), 415 (a° 1160), 515 (a° 1173) etc.
- (21) e.g. *CGP*, nos 477 (a° 1170), 570 (a° 1179-80); *SF*, n° 12 (a° 1184); *Gut. C., art. cil.*, nos 3 (aos 1184), 5 (a° 1187), 6 (a° 1187-88), 7 (a° 1189-90) etc. 尚、I—註(一)参照。
- (22) *CND*, I, 373.
- (23) *CGP*, n° 450. この文書は、厳密に言えばノティスであるが、差出人の覧が欠けている点を除けば、その形式は、他の参事会文書と完全に同一で、しかも、テキスト中一人称の動詞が使われているため、敢えて検討の対象に含めた。
- (24) この時期の、場所の記載が存在する文書数に対する比率は、十七／二一。但し、総数には、単にパリとしかないものが二通含まれており、残りの二通はそれぞれ「パリ教会の参事会室に於いて」*in capitulo Parisiensis ecclesie*、「参事会室に於いて」*in capitulo r<sup>u</sup>ano*。
- (25) この時期の、場所の記載が存在する文書数に対する比率は、それぞれ、十一／十七、四／十七。残りの二通は、単にパリである。
- (26) 言及状況から見ても、これ等の表現は、単なる言い換えであると、一応推測される。筆者は現時点で、「参事会室」の具体的位置については確認し得ていないが、この点は、別稿でパリのカテドラルに関する諸問題を取り扱う際に譲りたいと思う。因みに、ランの場合、「参事会室」は、カテドラルの南に隣接する形で存在する。Millet, H., *op. cit.*, p. 249 et fig. 7.

## 結

以上の考察からは、次の様な状況が推測され得ると考える。

1 参事会が、なんらかの形で、集団としての凝集力を高めたのは、十一世紀末以降であると思われる。特に十二世紀中葉以降に於ける、文書形式の整備及び印璽の使用は、少なくともこの時期からは確実に、極めてよく組織化された団体として機能していたという印象を与える。

2 司教との関係に於いて、参事会、参事会員は、少なくとも十二世紀中葉まで、その重要な側近であり続けた様に思われる。特に、十一世紀以降は、司教文書の形式からして、<sup>1</sup>彼等は、司教に極めて近い存在であったろう。これに對して、十二世紀後半期に於いて、司教の周辺に居るのは、参事会員の一部を含む新たな側近集団であり、この時期の参事会自体は、司教とある程度の距離を持っている様に思われる。

本稿は、むしろ、問題を提示するものである。多岐に渡る事が予想される個別の検討は、今後委ねねばならない。

### [註]

(1) 本稿が行なった様な考察に関しては、その前提として、史料の文書形式学的分析、及び文書局自体の検討がなされる必要がある。筆者は、ここで詳述し得なかつた点も含め、別稿で改めて論ずる予定である。

CGP, n° 467 a° 1168-69

Engagement pris par le doyen de l'église de Paris de laisser leur lit à l'Hôtel-Dieu, à leur mort ou lorsqu'ils renonceraient à leur prébende.

Beatus qui intelligit ...

In Christi igitur nomine, tam futuris quam presentibus innotescat quod ego Barba Aurea, Dei gratia Parisiensis ecclesie decanus, et universum ejusdem ecclesie capitulum, ...

..., in capitulo nostro communi omnium assensu, ..., constituimus quod ...

Quod, ne possit a posteris infirmari, sigilli nostri impressione et omnium nostrorum subscripcione firmavimus.

Signum Barbe Auree decani.

S. Alberti precentoris.

S. Gozmundi archidiaconi.

S. Symonis archidiaconi.

S. Girardi archidiaconi.

S. Roberti succentoris, sacerdotis.

S. Jocelini sacerdotis.

S. Gauteri sacerdotis.

S. Anelli diaconi.

S. Hilduini diaconi.

S. Petri diaconi.

S. Baldoini subdiaconi.

S. Willelmi subdiaconi.

S. Philippi subdiaconi.

S. Philippi pueri.

S. Johannis pueri.

S. Hugonis pueri.

Actum autem publice Parisius in capitulo nostro, anno ab Incarnacione M<sup>o</sup> C<sup>o</sup> LX<sup>o</sup> VIII<sup>o</sup>, ...

Data per manum Petri cancellarii.

CGP, n° 195 a° 1122

Confirmation par Girbert, évêque de Paris, de la fondation de l'église Saint-Denis de la Châtre.

Pastoralis providentie est pio affectu ac studiosa sollicitudine omnibus invigilare, ...

Ego igitur Girbertus, Dei misericordia Parisiensis ecclesie humilis episcopus, notificare curavi ...

..., assensu domni Henrici archidiaconi et totius capituli nostri, ..., confirmamus ...

Et, ne hoc aliqua posterorum calumpnia possit infirmari, sigilli nostri impressione et canonicorum nostrorum signis decrevimus sic fulciri.

- Signum Girberti episcopi.
- S. Berneri decani.
- S. Ade precentoris.
- S. Stephani archidiaconi.
- S. Henrici archidiaconi.
- S. Teobaldi archidiaconi.
- S. Landonis sacerdotis.
- S. Teoderici sacerdotis.
- S. Philippi sacerdotis.
- S. Frederici diaconi.
- S. Guillelmi diaconi.
- S. Guineranni diaconi.
- S. Hugonis subdiaconi.
- S. Petri subdiaconi.
- S. Alberti subdiaconi.
- S. Ansellii pueri.
- S. Andree pueri.
- S. Manasse pueri.

Actum publice Parisius, in capitulo Sancte Marie, anno Dominicæ Incarnationis M<sup>o</sup> C<sup>o</sup> XXII<sup>o</sup>, ...

Tetbaldus cancellarius subscripsit.